

見附市告示第56号

見附市妊産婦、新生児等に対する訪問指導事業及び養育支援訪問事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和5年4月1日

見附市長 稲田 亮

見附市妊産婦、新生児等に対する訪問指導事業及び養育支援訪問事業実施要綱の一部を改正する要綱

見附市妊産婦、新生児等に対する訪問指導事業及び養育支援訪問事業実施要綱（平成17年見附市告示第20号）の一部を次のように改正する。

第4条中「妊婦一般健康診査受診票」を「妊産婦一般健康診査受診票」に改める。

第11条の見出し中「訪問指導料」の次に「及び委託料」を加える。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。